

平成28年12月6日

## 「受取書」のお取扱いについて

- 当金庫では、職員が訪問先で現金・通帳・証書・払戻請求書等をお預かりする際に、必ず当金庫所定の「受取書」をお渡ししております。内容をご確認のうえ、お受け取りください。
- 「受取書」は、お預かりした通帳・証書等をお客様へご返却する際に、回収させていただきますので、それまで大切に保管をお願いします。
- 「受取書」の代わりに「名刺」や「メモ」等をお渡しすることはありません。
- 次の場合は「受取書」を発行いたしません。
  - ・ 定期積金の2回目以降の掛入金集金  
(職員がお客様の「定期積金証書」の掛金お払込欄に集金印を押印します)
  - ・ 「入金帳」による現金・小切手のお預かり  
(職員がお客様の「入金帳ご入金控」の預り者印欄に集金印を押印します)
  - ・ 代金取立手形のお預かり  
(職員がお客様の「代金取立手形通帳」の証印欄に集金印を押印します)

ご不明・ご不審な点がございましたら、当金庫「しんきん相談所」までご連絡ください。

しんきん相談所 0120-120-827

受付時間 午前9時から午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

